

浜松市サービス付き高齢者向け住宅の運用基準において、別に定めるとした基準

1 運用基準 2 - 2 において、サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分の床面積が 18 m²以上かつ 25 m²未満の居住部分（以下「A」とする。）と省令第 9 条に定める設備が全て備えられていない床面積が 25 m²以上の居住部分（以下「B」とする。）が混在する場合の床面積要件について

(1) B で不足している設備で当該居住部分の入居者が使用すると想定される共用部分に設置されている設備の床面積を合計し、当該設備を使用すると想定される A と B の戸数で床面積を按分し、B の戸数分を合計する。

台所の面積は、本体のみの寸法で計算する

（壁と接している場合の壁厚は除く。配管箇所は含める）

浴室の面積は、内法で計算する。浴室が必要個数と同数ある場合は、合計した面積とする。浴室が必要個数以上ある場合は、平均面積の必要個数分を合計した面積とする。

使用が想定される入居者が異なる設備がある場合は、その設備ごとに算出する。

(2) 共用部分の床面積の合計から (1) の床面積を除いた床面積が、A の床面積と 25 m²の差の合計を上回ること。

2 運用基準 3 (4) において、設備利用に十分な広さとは、当該設備を使用すると想定される居住部分 5 戸につき、調理に必要な部分の床面積が下記の面積を上回ること。

台所の幅 × 0.75m（調理に必要と想定される奥行）

3 運用基準 3 (6) において、介助を考慮した広さとは、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 115 号）第 34 条第 1 項第 4 号の規定以上の広さとする。また、運用基準 4 (1) における脱衣室も浴室と同等以上の広さとする。